

横浜市記者発表資料

令和6年6月19日  
こども青少年局保育・教育給付課

保育所における給付費の不正受給について

横浜市内の認可保育所3園において、運営費や人件費の請求に係る届出書類を実態とは異なる内容で横浜市に申請し、給付費を不正に受給していたことが判明しました。

当該3園を運営する法人から実態に即した正しい内容での書類が再提出されたことを踏まえ、市として、現在、不正に受給した給付費の返還を求めています。なお、当該法人は、給付費の返還に応じる意向を示しています。

1 法人概要

法人名：社会福祉法人 くっくあゆみの会

所在地：横浜市港北区日吉六丁目1-7

代表者：理事長 河内 博和（こうち ひろかず）

対象施設：くっくおさんぽ保育園、くっくおさんぽ保育園 大倉山、くっくおさんぽ保育園 ふとお

2 不正受給の期間及び返還額

期間：平成30年4月から令和5年5月まで

返還額：178,834,340円（3園合計）

【園別】くっくおさんぽ：45,694,620円、大倉山：56,438,080円、ふとお：76,701,640円

	返還対象の 加算項目	返還額 (合計)	年度別内訳					
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	所長設置加算	18,671,510円	8,047,690円	10,623,820円	0円	0円	0円	0円
2	施設長不在に係る減算	46,327,400円	0円	0円	10,884,350円	13,128,270円	19,190,690円	3,124,090円
3	3歳児配置改善加算	1,141,250円	437,250円	0円	0円	169,400円	534,600円	0円
4	職員配置加算	28,296,500円	7,529,950円	1,596,420円	611,090円	11,128,420円	6,652,580円	778,040円
5	主任保育士専任加算	11,574,590円	5,142,520円	2,351,000円	872,340円	2,325,970円	578,280円	304,480円
6	延長保育実施加算	27,742,990円	7,284,340円	7,764,240円	3,970,370円	6,122,490円	2,601,550円	0円
7	ローテーション保育士 雇用費	25,889,500円	6,732,000円	13,096,800円	2,631,600円	2,577,000円	610,900円	241,200円
8	栄養管理加算	776,640円	0円	0円	57,120円	548,400円	112,240円	58,880円
9	食育推進助成 (栄養士格付け)	352,000円	70,400円	211,200円	35,200円	35,200円	0円	0円
10	看護職雇用加算	5,492,000円	1,637,600円	633,600円	1,331,200円	1,536,000円	353,600円	0円
11	保育補助者雇用費経費	6,802,800円	738,000円	1,476,000円	2,256,000円	2,332,800円	0円	0円
12	保育者業務支援事業費 助成	1,800,000円	0円	0円	0円	1,800,000円	0円	0円
13	処遇改善等加算Ⅱ	588,360円	0円	0円	0円	0円	588,360円	0円
14	療育支援加算	36,300円	0円	0円	0円	0円	36,300円	0円
15	障害児等受入加算	3,342,500円	1,128,400円	806,000円	0円	0円	496,600円	911,500円
	合計	178,834,340円	38,748,150円	38,559,080円	22,649,270円	41,703,950円	31,755,700円	5,418,190円

裏面あり

### 3 不正受給の内容

#### (1) 施設長の配置に係る給付費及び加算

施設長が園を不在にして、運営管理業務を適切に行わず、施設長としての職責を十分に果たしていませんでしたが、常に勤務しているものとして届け出し、給付費を過大に受給していました。

	加算/減算項目	説明
1	所長設置加算 (H30～R1)	施設長が、常時（1日6時間以上かつ月20日以上）実際にその施設の運営管理業務に専従し、有給である場合に加算（2つ以上の施設もしくは他事業との兼務は不可） ※R2年度以降は施設長の人件費相当額が基本分単価に組み込まれたため、施設長が不在である場合や常時その施設の運営管理業務に専従していない場合に減算調整
2	施設長不在に係る減算 (R2～)	

#### (2) 職員配置に係る加算

職員の勤務記録が不備な状態で実態を把握しないまま届け出し、職員配置基準を上回る場合に支給される給付費を過大に受給していました。

	加算項目	説明
3	3歳児配置改善加算	基本分単価の年齢別配置基準のうち、3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施している場合の加算
4	職員配置加算	国基準を超えて、横浜市が定める保育士配置基準を満たす場合に加算 配置基準に必要な保育士を確保するための経費を、国の公定価格に上乗せして助成
5	主任保育士専任加算	主任保育士に保育計画の立案等の主任業務を専任させるために、代替保育士を雇用している場合の加算
6	延長保育実施加算	11時間を超えて自施設で延長保育を実施し、市基準の保育士配置を満たしたうえで、1名以上の保育士を雇用している場合に加算
7	ローテーション保育士雇用費	横浜市の保育士配置基準を満たし、その他の加算保育士に加え、代休等の交代勤務のため、保育士を配置する場合に、国の公定価格に上乗せして助成
8	栄養管理加算	食事の提供にあたり、栄養士の知識等を活用して、食育等に関する継続的な活動を行っている場合の加算
9	食育推進助成 (栄養士格付け)	全ての開所日に給食を自園調理し、栄養管理加算対象の栄養士に加えて、所定労働時間が月120時間以上の栄養士を雇用している場合の加算
10	看護職雇用加算	看護職員を雇用する場合に、保育士の雇用経費との差額相当分を、国の公定価格に上乗せして助成
11	保育補助者雇用経費	保育士資格を有しない職員（月150時間以上の勤務で1人分とみなす）を雇用するための経費を助成
12	保育者業務支援事業費助成	保育士資格を有しない職員を配置し、事務、遊具の消毒、給食の配膳、園外活動時の見守り等の保育士等の業務を支援する取組等を行う場合の経費を助成
13	処遇改善等加算Ⅱ	副主任・職務分野別リーダー等の、技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算
14	療育支援加算	主任保育士専任加算の対象であり、障害児を受入れ、主任保育士を補助する者（資格の有無不問）を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算
15	障害児等受入加算	障害児を受入れ、必要な保育士を加配する、必要な環境を整備する等の対応をしている場合の経費を、国の公定価格に上乗せして助成

#### 4 経緯

- 令和5年5月8日 くっくおさんぽ保育園 ふとおの施設長（当時）兼社会福祉法人くっくあゆみの会理事長の不在に関する情報提供あり
- 6月7、9日 施設長の出勤状況を確認するため、同法人が運営する3園同時に立入調査を実施し、職員の出退勤記録等を徴取
- 8月10、18日 調査の結果、給付費請求に疑義が生じたため、徴取した出退勤記録に基づき、本市で職員配置等に関する届出書類を作成し、法人に提示。修正があれば勤務状況を証明する書類（以下「挙証資料」）とともに届出書類を再提出するよう法人に指示
- 8月25日 施設長・職員配置を満たすこと、市の調査に協力すること等を指示する指導文書発出
- 8月29日 法人より修正した届出書類と挙証資料を受理。内容確認のための調査開始
- 11月14日 挙証資料の正確性に疑義が生じたことから、市の調査・指導に対する誠実な対応・協力及び、安定的な園運営のための運営体制の再構築を指示する改善勧告を発出し、改めて届出書類の再提出の有無及び再提出の場合、正確な挙証資料と共に提出するよう指示
- 令和6年1月 賃金台帳等の挙証資料を受理。改めて、本市で職員配置等に関する届出書類の作成作業を開始
- 2月29日 本市で作成した届出書類を法人に提示
- 3月8日 届出書類に修正がない旨の連絡を受け、返還額の算定作業を開始
- 6月5日 市による届出書類の最終確認が完了、返還額の確定
- 6月7日 運営法人に返還額を提示し、返還同意書の提出を指示
- 6月10日 運営法人から返還同意書を受理

#### 5 給付費に係る不正な事務処理の状況

不正は、当該法人理事長及び理事長の親族であるくっくおさんぽ保育園施設長（当時）主導で行われました。現在は当該法人の改善業務を担当する理事を中心として、市の指導に沿った改善の取組を進めています。また、本事案の責任を取って理事長は辞任する予定です。

#### 6 当該法人に対する今後の対応

当該法人に対しては、今後給付費の速やかな返還を求めるとともに、民法第704条に基づき利息を請求します。

また、当面の間、当該園に対する指導を継続する中で、定期的な立入調査等により職員の勤務実績を確認するとともに、実態に即した適正な請求が行われているかどうかを確認していきます。

#### 7 再発防止策

本件を踏まえて、市内全施設・事業所に対して、本事案に関する通知を送付し、不正受給による返還事例が出たことに関連して注意喚起等を行います。

また、給付費の不正受給の抑止のため、抜き打ちでの施設・事業所への立入調査を実施し、届出内容と実態の確認を行います。さらに、過大請求を防止するため、間違いやすい加算項目について、FAQを整備し周知を行うとともに、自己点検表により各施設で給付費請求の自己点検を行う取組を実施します。

<b>お問合せ先</b>
こども青少年局保育・教育給付課長 榎村 瑞光 Tel 045-671-0201